

- 02 一 始まります税の申告
- 05 一 赤穂市議会議員選挙投票日は3月31日です ほか
- 06 一 春の全国火災予防運動を実施
- 08 一 健康ページ ほか
- 10 一 赤穂の環境 ほか
- 12 一 フォトニュース
- 14 一 第7次赤穂市行政改革大綱(素案)のパブリックコメントを募集 ほか
- 16 一 わが家のホープ、山とひと(最終号)
- 17 一 情報コーナー
- 21 一 社協だより
- 24 一 ぐらしのカレンダー

人口の動き(12月) 住民基本台帳登録者人口

世帯数	20,100戸	(- 13)
人口	50,701人	(- 27)
男	24,529人	(- 12)
女	26,172人	(- 15)

( )内は前月比

◎12月中の異動

出生	31人(+ 2)	転出	76人(+ 3)
死亡	55人(+ 5)	その他増	0人(± 0)
転入	76人(± 0)	その他減	3人(+ 3)

( )内は前月比

交通事故発生状況

区分	12月	平成24年累計
発生件数	156 (- 14)	1,482 (- 102)
人身	23 (- 7)	220 (- 46)
物損	133 (- 7)	1,262 (- 56)
死者	0 (± 0)	1 (- 3)
重傷	1 (- 7)	22 (- 11)
軽傷	24 (+ 1)	233 (- 33)

( )内は前年比

火災・救急状況

区分	12月	平成24年累計
火災	1 (± 0)	19 (- 2)
救急	168 (- 25)	1,768 (- 65)

( )内は前年比

火災発生時での問い合わせは ☎43・6899 まで

# 始まります 税の申告

## 申告期間 2/18(月)▶3/15(金)

問い合わせ先  
 税務課 市民税係 ☎43・6803  
 相生税務署 代表 ☎23・0231

### 税の申告時期となりました

- この申告は、平成24年中の所得税額を計算するほか、平成25年度の市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料等の算出の基礎となる大切なものです。
- 申告をしないと、児童手当を受けるときや保育所に入所するとき、公営住宅に入居するときなどに必要な証明書類等が発行されません。
- 正しい申告を3月15日(金)までに必ず行ってください。
- 申告の受付は、税務署(所得税のみ)と次表の日程により赤穂市民会館などで行います。都合のよい日に必要な資料と印鑑をお持ちのうえ、会場へお越しください。
- 申告は納税者の方が申告書をご自分で作成していただく自書申告方式になっています。皆さまのご協力をお願いします。申告書に住所、氏名、扶養家族名等をご記入のうえ、ご来場ください。
- 申告期間当初並びに申告期限間近になりますと会場は大変混雑します。
- 申告用紙がない人は、税務課、各地区申告受付会場にありますのでご利用ください。

### 申告が必要な人

- 平成25年1月1日現在、市内に住所があり、平成24年中(平成24年1月1日～12月31日)に収入がある次のような人は、必ず申告しなければなりません。
- 1 事業収入や不動産収入がある人
    - ① 営業、農業、大工、左官や外交員などをされている人(水稲を保全管理目的で耕作(小規模面積)されている人は、申告の方法について、事前に市税務課にお問い合わせください。)
    - ② 地代、家賃、配当や年金などの各種収入がある人(不動産所得の経費に算入する固定資産税は、平成24年度固定資産税・都市計画税の課税明細書の「税額相当」を集計してください。)
  - 2 サラリーマンの人
    - ① 給与収入が2,000万円を超える人
    - ② 給与を1カ所から受けている人で、給与所得や退職所得以外にも所得がある人(市県民税の場合は、これが20万円以下でも申告をしなければなりません。)
    - ③ 給与を2カ所以上から受けている人
    - ④ 所得税の源泉徴収をされない事業所などから給与を受けている人

### 国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている人

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている人は収入のない人でも申告をしてください。また、次のような場合も申告が必要です。

- ① 非課税収入(遺族年金、雇用保険、仕送りなど)がある人
- ② 土地、建物などを売って譲渡所得がある人(特別控除以下の場合も)
- ◎ 申告により負担が軽減される場合もありますので、必ず申告をしてください。

### 郵送による申告

次の人は郵送による申告ができます。

- ① 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料申告で、前年中に所得がなかった人
  - ② 所得税の確定申告で、特に申告相談の必要がない人
- ※ 申告書に必要事項を記入、押印のうえ、添付書類(源泉徴収票、国民年金保険料控除証明書、生命・地震保険料控除証明書など)を同封し、次の住所に郵送してください。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料申告  
 〒678-0292 赤穂市加里屋81番地 赤穂市役所 税務課  
 所得税の確定申告  
 〒678-0055 相生市那波本町6番1号 相生税務署

### 市・県民税の申告受付日程

会場	2月	3月
赤穂市民会館	2月20日(水) 2月21日(木) 2月22日(金)	
城西公民館		3月5日(火) 3月14日(木)
塩屋公民館	2月25日(月)	3月6日(水) 3月13日(水)
赤穂西公民館		3月8日(金)
福浦コミセン	2月19日(火)	
尾崎公民館	2月26日(火)	3月7日(木) 3月15日(金)
御崎公民館		3月1日(金) 3月11日(月)
坂越公民館	2月28日(木)	3月12日(火)
高雄公民館	2月18日(月)	
有年公民館	2月27日(水)	3月4日(月)

申告受付時間 = 色の日は、午前9時30分～正午、午後1時～4時  
 上記以外は、午前9時～午後4時  
 ※税務課窓口では、申告受付は行っていません。  
 ※赤穂市民会館は混雑が予想されます。  
 ※地区公民館会場では、営業所得等のある人で所得税のかかる人は、直接税務署での申告をお願いすることがあります。

### 税務署・税理士による所得税等の申告受付日程

区分	会場	月日
● 所得税相談 ● 税理士による相談	市民会館	2月20日(水) 21日(木) 22日(金)

申告受付時間 = 午前9時30分～正午、午後1時～4時  
 ※譲渡所得・贈与税の申告相談は行っていません。

### 申告に必要なもの

- 【収入関係】
- 源泉徴収票 給与所得、公的年金等のある人
  - 労務日数や賃金が確認できる書類(会社からの支払い証明書など)
  - 収支内訳書 事業所得等のある人は、総収入金額や必要経費の内容を記載してください。(農業所得のある人も収支計算が必要です。)
- 【控除関係】
- 医療費控除を受けられる人は、領収書及び保険金などで補てんされた金額がわかる書類(領収書は医療を受けた人、病院等の別々に集計してください。)  
 ※介護に係る「おむつ使用証明書」については広報あこう2月号の15頁をご参照ください。
  - 雑損控除(災害・盗難等)を受けられる人は、損害等の明細書、災害関連支出の領収書
  - 生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料の控除を受けられる人は、その証明書

- ※平成24年分の確定申告より、生命保険料控除の計算方法が変更となり、適用限度額が12万円とされました。控除の適用を受ける場合は、必ず生命保険会社からの控除証明書をご持参ください。
- 社会保険料控除(国民年金保険料控除証明書が必要です。)、地震保険料控除、寄付金控除を受けられる人は、その証明書または受領書
- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳などの交付を受けている人は、その手帳  
 ※介護保険の認定を受けておられる人で身体の状態や認知症の状況によっては、特別障害者または障害者の控除対象になる場合があります。詳しくは広報あこう2月号の15頁をご参照ください。
- 印鑑
- 所得税の還付がある方は、金融機関の口座番号(申告者名義の口座)